

# 1 軽自動車税についてのお知らせ

**\* 納税が困難な方は相談を承ります。  
帯広市役所収納課（0155-65-4128）までお問い合わせください。**

- (1) 軽自動車税は、毎年4月1日（賦課期日）現在で、軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および2輪の小型自動車）を所有している方にかかります。
- (2) 軽自動車税は、車種区別に1台当りの税率（年額）が決められています（裏面）。普通自動車等にかかる自動車税とは異なり、税率（年額）の月割りはありません。4月2日以降に廃棄等で所有されなくなった場合でも、その年度の税率は全額課税されます。
- (3) 車両を処分した場合や譲渡、転出等により所有者および主たる定置場が変わるなどの異動があった際は、すみやかに手続き（廃車、名義変更、住所変更）してください。手続きせずに放置すると、次年度以降も元の所有者に課税され、当事者間のトラブルの原因となりますのでご注意ください。  
また、車検の有効期限が切れて公道を走行することがない軽自動車等も課税対象となりますので、使用することがなければ自動車検査証等の返納の手続きや車両の処分をご検討ください。
- (4) 原動機付自転車や小型特殊自動車は車検がありませんので、所有を始めた日から納税義務が発生します。
- (5) 原動機付自転車や小型特殊自動車を所有されている方が車両とともに帯広市外へ転出する場合は、転出先の市町村のナンバーに取り替えなければなりませんので、必ず転出の手続きをしてください。
- (6) 当該年度の軽自動車税の課税免除・減免をされる方は、納期限（5月末日）までに申請手続きが必要です。

**廃棄、譲渡、転出などの異動がある場合は  
下の表のそれぞれの場所で手続きしてください。**

手 続 き 場 所			
車種区分 異動内容	◆原動機付自転車 (0.125L以下) ◆小型特殊自動車	◆4輪の軽自動車	◆軽2輪 { 0.125Lを超え } { 0.25L以下 } ◆2輪の小型自動車 { 0.25Lを } { 超えるもの }
◎市内の人へ 名義変更 ◎廃車	帯広市役所 { 市民税課 Tel 0155-65-4119 川西支所 Tel 0155-59-2011 大正支所 Tel 0155-64-5341 }	軽自動車検査協会帯広事務所 西19条北1丁目8-11 Tel 050-3816-1768	帯広運輸支局 西19条北1丁目8-4 Tel 050-5540-2006
◎他市町村へ 転出	十勝管内 帯広市役所 { 市民税課 川西支所 大正支所 }		
◎他市町村の人へ 名義変更	十勝管外 または 転出先の 市町村役場	転出先管轄の 軽自動車検査協会	転出先管轄の運輸支局

手続きについて不明な点は、お住まいの市町村役場または管轄の軽自動車検査協会、運輸支局へお問い合わせください。

## 2 令和8年度軽自動車税率(年額)

### (1) 軽自動車

初度検査(※1)の年月によって税率(年額)が決まります。

車種区分		税率(年額)		
		初度検査が 平成27年3月31日 以前の車両	初度検査が 平成27年4月1日 以後の車両	初度検査から 13年を経過した車両 (※2※3)
3輪		3,100円	3,900円	4,600円
4輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円

- ※1 初度検査…新車時に最初にナンバーを取得するための検査。自動車検査証の「初度検査年月」欄で確認できます。
- ※2 自動車検査証の「初度検査年月」をもとに、賦課期日の4月1日時点で13年を経過しているか判断します。  
(例) 令和8年度は、初度検査年月が平成25年3月以前の車両が対象
- ※3 動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車および被けん引車は、経年重課の対象外となります。

### (2) 原動機付自転車、2輪車など

車種区分		税率(年額)
原動機付 自転車	0.05L以下 特定小型原動機付自転車(※4)	2,000円
	0.05L超0.09L以下	2,000円
	0.05L超0.125L以下かつ 最高出力4kW以下(※5)	2,000円
	0.09L超0.125L以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
2輪の 軽自動車	0.125L超0.25L以下	3,600円
2輪の 小型自動車	0.25L超	6,000円
小型特殊 自動車	農耕作業用(※6)	2,000円
	その他(※6)	5,900円
雪上車	0.66L以下	3,600円

- ※4 最高速度20km/h以下、車体の大きさが長さ1.9m以下、幅0.6m以下、定格出力0.6kW以下(電動機のみ)の要件をすべて満たす電動キックボード等が該当します。
- ※5 新基準原付…令和7年11月以降新たな排ガス規制が適用されることによって総排気量が0.05L以下の原動機付自転車の生産・販売が困難となり、上記の2輪車が一般原動機付自転車に新たに区分されたもの。
- ※6 道路運送車両法に定められている小型特殊自動車で、農耕作業用自動車は農耕トラクター、コンバイン、農耕作業用トラレーラなど、その他の小型特殊自動車はフォークリフト、ホイールロードなどが該当します。

### (3) グリーン化特例(軽課)の適用について

排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車について、令和8年度の軽自動車税の税率が軽減されます。

対象車両: 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに初度検査を受けた下記の4輪および3輪の軽自動車

車種区分		税率(年額)	
		①	②
3輪		1,000円	2,000円
4輪	乗用	自家用	2,700円
		営業用	1,800円
	貨物	自家用	1,300円
		営業用	1,000円

①電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合車、または平成21年排出ガス規制から窒素酸化物10%低減達成車)

②令和2年度燃費基準達成車、かつ令和12年度燃費基準90%達成車(※7)

※7 ②については、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。またいずれも、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)、または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。

各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の「備考欄」に記載されています。